

令和元年 一般質問 12月定例会

質問議員	質問順	質問番号	質問事項
川島忠治	1	1	国保加入者が安心して医療を受けられるように国保税の子どもの均等割の減免を
		2	会計年度任用制度に伴う臨時職員の待遇改善について
		3	放課後児童クラブの入所を小学6年生まで延長を
		4	洪水ハザードマップについて早急に改訂版の作成を
		5	パークゴルフの芝生の手入れを
片石鉄彦	2	1	急傾斜地の崩壊防止対策について
		2	河川の洪水防止の対策について
		3	学童の学びの意欲向上を図るための公営の学習塾の開設について
久末成弥	3	1	上ノ国町の観光について
岩田靖	4	1	空き家対策について
		2	非正規職員の新制度「会計年度任用職員」について
		3	洪水ハザードマップの改訂について
		4	湯ノ岱の観光開発の必要性について
市山昭義	5	1	アワビ資源の食害対策について

川島忠治 議員

質問1 国保加入者が安心して医療を受けられるように国保税の子どもの均等割の減免を

昨年より国民健康保険制度は都道府県に移行し、上ノ国町も国保税が引き上げられました。全国で国保料、税が高いことが社会問題となり、全国の知事会や全国市町村会は、国の公費負担を増やしてほしい。さらに、健全な運営を図るために国保税の均等割の軽減を含め、国、厚労省に要望、意見書を出しています。7月の道議会でも「国民健康保険の子どものに係る均等割保険料、税の軽減措置の導入を求める意見書」も採択されています。国保料、税の計算は、3つの税率で構成され、医療所得割税率、後期高齢者支援所得割、さらに介護所得割税率、それぞれの税率に均等割、平等割で構成され、特に均等割は、被保険者に応じて子どもから大人まで所得に関係なく一律に課税されます。

こうした状況の中で、全国で子どもへの均等割の負担を軽減するために、東京都清瀬市では、子ども2人目から5割減額。昭島市、2人目5割減免、3人目9割減免。東大和市では、3人目以降均等割無料化。宮城県仙台市、子どもの均等割3割減額。埼玉県でふじみ野市、3人以上から所得制限なしで減免措置。富士見市、3人以上いる世帯の減免措置、所得制限ありますが減免措置あります。鴻巣市、杉戸町、皆野町、小鹿野町、岐阜県では下呂市、愛知県では一宮市、大府市、田原市、兵庫県赤穂市、島根県浜田市、広島県福山市、北海道旭川市では、子ども3人目から均等割3割減額。赤平市は子どもの均等割を全額免除のように、子どもたちの均等割の減額が、免除がされているのが全国で広がっています。

上ノ国町でも子どもたちを支援する立場で実施して下さるよう、町長の所見をお伺いします。

答弁▼町長

国民健康保険制度はすべての人々が何らかの医療保険に加入する我が国の国民皆保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と健康保持の増進に大きく貢献している制度であります。

一方、国民健康保険税は、加入者全員がその掛かる医療費をお互いに負担し支え合うための独立採算制の財源となります。この性質上、議員ご質問の国保税の子どものにかかる均等割の減免を行った場合には、他の国保加入者がそれに相当する額を負担せざるを得なくなるといった不都合が生じることとなります。

また、昨年度より北海道が保険者となったことから、本町の保険税率は最終的に北海道の標準税率に合わせていくこととなりますが、標準税率に合わせる期間については示されていない状況でございます。北海道の標準税率は、全国的に見ても加入者の所得が高くないことから、所得を基準とした応能割合を43パーセント、世帯と構成員数を基準とした応益割合を57パーセントとする方針が出されております。

本町の現状の応能応益割合はおおむね46対54となっており、今後標準税率に移行するにあたっては応益割合に比重がかかっていくことから、恒久的な均等割の減免は考えておりませんが、次年度以降において医療費や税収の推移を勘案しながら、標準税率に移行するにあたり激変緩和措置として、所得が少ない世帯の子どものに係る均等割の減免などについても可能性を検討したいと考えております。

	<p>再質問</p> <p>今、国保加入者は、景気が一向に回復の兆しが見えない中で、所得は増えず、払える国保税にしてほしい、こういう声切実であります。特に、国保税のモデル世帯として所得で240万、夫婦、そして子どもさん2人、国保税は42万円であります。この中に、先ほど聞きました均等割2人の負担分は4万8,400円と試算されています。次についてお伺いします。42万円の国保税の額は、高い額だと思いますか。それとも、現在の上ノ国町国保会計の事情からやむを得ない額だと思いますか。まず、どちらかお答えください。</p> <p>もう1点は、子どもたちの均等割減免は、先ほど激変緩和措置なども含めて、所得の少ない世帯の減免を検討していただけると回答されました。今、町内で国保加入者で18歳以下の子どもたちは63人います。2割軽減該当、5割軽減、7割軽減、46人。所得の少ない世帯の割合が73パーセントとなっています。上ノ国町は、18歳まで医療費は無料、これは非常にありがたい話であります。</p> <p>さて、いろいろ調べてみました。子どもたちの均等割を全額免除する場合は、私の計算では93万9,920円が必要です。もし計算が違っていたらご指摘してくださっても結構です。その財源ですが、確かに国保財政調整基金は厳しいものかもしれませんが、しかし、国保特別会計は一般会計から繰り入れて運営しています。11月の臨時議会でも上ノ国町の財政も安定してきたと工藤町長もおっしゃいました。財政の財源の確保していただき、子どもたちの均等割を全額免除、もしくは減額などの処置をしていただきたい。この回答をお願いしたいと思います。</p>
	<p>答弁▼財政課長</p> <p>まず、国保税の税額が高いか、安いか、やむを得ない額なのかということでございますけれども、川島議員もご承知のとおり、保険、国保税または健保、ほかの健康保険組合、船員保険、共済組合という各種保険は、それぞれの加入者が相応に負担し合い保険料をまかなうということになっております。先ほど言いました協会健保、保険健康組合、船員保険、共済組合につきましては、被保険者が2分の1、事業主が2分の1ということで保険料を負担しているわけでございますけれども、国民健康保険につきましては、およそ国、道の支出金等と、あと一般会計繰入金、法定外の繰入金などを含めると、13パーセント程度の税額ということになってございます。これは、ほかの保険よりも、ある意味、医療費にかかる負担割合としては、安くなっているのかなということでございますけれども、全体の、国の全体のまずですね、医療費を見ますと、国民健康保険の医療費が22.6パーセント、100パーセントとしたときの22.6パーセントかかっており、協会健保と健保組合または船員保険、共済組合を合わせた医療費の額とだいたい同等な医療費になっているわけですね。とすると、医療費にかかる負担割合とすれば、私は決して高いものではないというふうに思っております。</p> <p>ただ、その中で先ほど言いました、お子様をお持ちの世帯については、町長の答弁でもございましたけれども、今、北海道の標準税率に移行していく上で、応益割合、応能割合ではなくて応益割合の方に比重がかかっていくことが懸念される部分がございますので、そういった観点からも、先ほど川島議員もおっしゃいましたけれども、うちの町といたしましては、子ども、子育てについて多くの支出をしております。1人当たり18歳まで、0歳から18歳までの負担割合といたしましては、およそ300万程度負担をしているということは、お子さんをお持ちの家庭につきましては、1人あたり300万程度18歳までで預貯金等とできるような状況にもなっております。</p> <p>その中で、ただ国保加入者につきましては、医療費も高騰しているという部分があり、その医療費を負担するという部分については、やはりそういった所得の少ない家庭からしたら応分の負担が多くなるという部分も考えられますので、その標準負担額にあわせていく間の激変緩和という部分では、検討をする、まあ可能性といいますか、そういった部分も必要ののかなというふうに考えております。</p>

質問2	会計年度任用制度に伴う臨時職員の待遇改善について
	<p>2020年4月1日から地方自治体で働く臨時職員、非正規公務員といいますが、新しい制度、会計年度任用制度が導入されます。全国で非正規職員数は64万人ともいわれています。各自治体で条例が進められています。一方では、実際にボーナス、民間ではボーナスといいますが、期末手当を支払う代わりに月額報酬を減らす自治体が目立つと朝日新聞などが報道し、マスコミなどは待遇は想像以上に厳しいものと指摘しています。</p> <p>次のことを質問します。上ノ国町役場として、この制度に該当する臨時職員、職種ごとに何名おられますか。その待遇改善はどのようにお考えでしょうか。</p>
	答弁▼町長
	<p>厳しい地方財政状況が継続する中、地方公共団体の職員数は平成6年のピーク時の328万人から274万人に55万人減少し、その中でも一般行政職が大幅に減少している状況にあります。しかしながら、教育、子育て、高齢化などの業務が増大し、多様化する行政需要に対応するため、一般非常勤職員数が増加している状況ともなっております。このようなことから、公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、臨時、非常勤職員の制度改正と任用の明確化や給与の適正化を図ることを目的に地方公務員法が改正され、同法に基づき、本町も条例を制定し来年4月から運用することになっております。</p> <p>まず、本制度に該当する現在の臨時職員数は76名ですが、既に任用が終了した職員数とこれから任用される予定の臨時職員数も加えると90名程度となっております。また、令和2年度から任用を予定している会計年度任用職員数は、第2号・フルタイム職員数は15名、第1号・パートタイム職員数は82名、計97名を任用する予定でございます。</p> <p>次に、待遇改善をとのことでありますが、本町における臨時職員の賃金や休暇などの待遇は檜山管内においても好待遇でありますことから、その水準を維持、拡充を図るべく前歴加算や昇給制度を設けて対応することとしております。しかしながら、現在の賃金月額が期末手当分を加味し算定していることから、新制度では給与支給総額は現在の水準を下回らないよう制度設計に努めておりますが、期末手当を支給する関係上、月額給料等は下がることもあり得ることをご理解願いたいと存じます。</p>
	再質問
	<p>12月2日付けで朝日新聞は見出しでこう書いてます。期末手当が出て、月給が減るなんて。と大見出しで書いてます。小見出しで、結果的に年収は変わらず。これが、どの自治体の特徴でもあると。これでは、管制ワーキングプアの解決につながるのかと、疑わしいと報道されています。こうした中で総務省は、財政上の理由で月額を減らすには、法改正の主旨に反すると指摘しています。</p> <p>昨日、全員協議会で条例案の説明などもありましたが、第6条、7条で、報酬に関する件で、給料表の1級、2級を準用すると明記されていますが、上ノ国町の場合は、先ほど伊勢課長の方から、高卒の場合は1級で14万6千円と、そして2級の場合は専門職で22万3千円です。これにさらに期末手当が支給された場合、仮に、先ほど町長も言いましたけど、月額、つまり月の給料が下がることもあり得るというように回答していますが、その下げる理由はどこにあるのか。下げた場合、月額でどのくらい減るのか。そして、現在、臨時職員として働いてる年収、今働いてる年収と、新しい会計年度に入って導入されて支払いが比較した場合、どのくらいの額になるか、モデルでもいいですからお話していただきたい。仮に、新しい制度が導入で、臨時職員が年収が減るようであれば、働く意欲は人間というものは正直なもので落ちますよね、働く意欲減ります。そういう意味ではどういうふうにお考えでしょうか。ご質問します。</p>
	答弁▼総務課長
	<p>まず、昨日も全員協議会の中でご説明させていただきました。今回の地方公務員法の改正におきましては、今まで全国で臨時職員につきましての給与体系がなかなか定まっていなかったということもございませぬ。</p> <p>朝日新聞の報道でございますけれども、各自治体ごとにその制度が違ってございまして、月額も含めてですね、そのちょっと給与体系がわからないもんですから、一概に朝日新聞の報道がうちの役場に当てはまるかどうかは、ちょっと私も承知しておりませんので、その辺をちょっとご理解いただきたいなと思います。</p> <p>その上で、今、川島議員の質問にお答えさせていただきますが、まず、格付けでございます。1級、2級という先ほどの、1級、2級の制度でございますけれども、これにつきましては、給与を今まで定まっていなかったものを、職員、常勤職員の例によりまして、職員の給料表の別表を使うということでございまして、その際に今検討してございますのは、初任給、高校卒業程度でございますけれども、その初任給が1級17号俵というこの格付けになります。それを引用しまして、採用、4月1日から採用された臨時職員につきましては、そこに格付けしていくという形しております。専門職という部分で採用された場合には、2級の1号俵という格付けというふう到现在のところ検討しているところでございます。</p> <p>また、給料が月額下がるんじゃないかということでございまして。その辺はどうなんだというご質問でございます。正直いまして、やはりどうしても中の職員におきましては、先ほどの給与体系を見直しているわけでございまして、現在の賃金体系においても、檜山管内でいきますと、月額においてはたぶん檜山管内でトップクラスの好待遇というような月額となっております。そういった観点から、若干今の制度に移行していく中で、1万円か2万円程度下がるというような形にございますけれども、どうしても採用条件が1年ということでございますので、当然、応募するときには、毎年ですね応募条件を提示して、それに募集させていただいて、それに応募してくるということなもんですから、その辺は十分理解のうえ応募してくるので、まあ、影響ないとはいえませんが、今いる職員が前提で下がる、上がるというのはちょっとどうかなというような面もございまして、ほとんどの職員につきましては、給与額が上がるような状況になります。それで先ほど言ったように、初任給が1級の17号、14万な感じがという給与額になるもんですから、だいたい17万くらい、事務補でいきますと17万程度の今給料でございます。それは、月額にですね賞与額を含んだ中での計算費でございます。それから今度、期末手当分がどうしても若干下がるもんですから、ただ、相対でいきますと約1割5分から3割の給与が年収ベースで上がるというような試算をしております。また、先ほど仮に今いる職員が4月1日から採用された場合に、当然、経験年等踏まえまして、前歴加算制度というのは、うちの町では採用しようというふうにも今、検討してございます。そうなりますと14万いくらずけでも、例えば5年の経験あるとした場合に、その号俵にしたがって、今のところ1年に2号俵を前歴加算として考えておりますので、その経験年数、職等々によりまして、当然、1級の例えば30号俵</p>

に格付されると、そうするとだいたい月額の方も上がるということでございますので、当然、職歴の経験年数等々に踏まえながら再度の給与格付をしていきたいというようなことで、見直ししていくような形になってございます。
以上でございます。

再々質問

もう一度聞きます。今、月々にね、町長の方から月々減るかもしれない。だけど、新しい制度が導入されたことによって年収は増えるっていう、あるいはさっき10から15分増えるっていうことで理解してよろしいですか。それは大丈夫ですか。よろしいですね。

答弁▼財政課長

若干職種によっては、一部に年収が下がる職種もございます。ほとんどの職種は1割5分から3割程度、ただ、先ほど言ったように前歴加算がございますので、採用してみないとその額については明確には出せませんが、ほとんどの職員は1割5分から3割程度の増えるというような形になります。ま、ちょっとくどいようですけども、一部職種によっては、その職務内容、先程から言ってますように、職務内容によって給与体系を今、見直してございます。そのことによって一部は、当然、職務の内容によって給与が格付されますので、ちょっと今言いつらいんですけども、今、多くもらっているって言い方したらいいのかどうか、ちょっと不適切なのかもしれませんけども、そういった職務に応じて適正にいくという形になってございますので、その辺はどうしても致し方ないものかなというふうには、今の公務員、地方公務員法の改正によりまして、そういうことにならざるを得ないというような認識でございます。

質問3	<p>放課後児童クラブの入所を小学6年生まで延長を</p> <p>学童保育は、両親が昼間働いて、家にいない小学生が放課後や学校が休みの日に安全で安心に過ごすことができる、毎日の遊びと生活の場です。全国的に増加している実態であります。</p> <p>1 問目、上ノ国町として、各学年に何名の児童が利用されていますか。2 点目は、厚労省は、放課後児童クラブ運営指針を策定し、2015年4月から対象児童学年を6年生まで拡大しています。これまで対象児童を小1学生から小3学生までとしていたことが、この地域でも保護者から小学校6年生まで延長していただきたいという切実な声が寄せられています。子育てする立場で、所見をお伺いをしたいと思います。</p>
	<p>答弁▼町長</p> <p>現在、上ノ国小学校の児童を対象として、林業センターにおいて学童保育を実施しておりますが、利用児童の内訳は、1年生の児童20名のうち16名、2年生の児童30名のうち22名、3年生の児童32名のうち23名、計82名の児童のうち61名が利用しております。</p> <p>学童保育の対象を小学6年生までとすることにつきましては、現在の施設の規模では受け入れが難しいことから、4年生から6年生までの保護者の意向を踏まえながら、令和3年度の子ども支援センター開設に合わせ検討してまいりたいと存じます。</p>
	<p>再質問</p> <p>新しい子ども支援センターが開設した場合、4年生から6年生まで延長して対応できると判断してよろしいでしょうか。また、6年生まで延長した場合、人数も増えますから、子ども支援センターの学童保育の床面積など含めて、その辺のことは大丈夫なのでしょうか。</p> <p>それから、現在の施設では受け入れが難しいと回答されています。場所が確保できない場合、例えば、上ノ国小学校などの空き部屋など、空き教室など利用することはできないのでしょうか。</p>
	<p>答弁▼住民課長</p> <p>子ども支援センターの床面積なんですけども、遊技場がですね152平米。国の基準で概ね1人当たり1.65平米必要ということになりますので、定員がですね90名程度になります。90名程度ですと、令和3年度の児童数がですね141名。1年生から3年生までが59名。4年生から6年生までが82名というふうな予定となっておりますので、その施設の90名の定員に対して141名というのはちょっと難しい状況にありますので、1年生から3年生までは確実に保育できるんですけども、4年生から6年生までについては、必ずみんなあずけるわけではないと思いますので、意向を聞きながら、どの程度、保育の利用の希望があるのか確認してから決めたいと考えております。</p> <p>あと、空き教室を利用できないかということなんですけども、それに関してはですね、今後、教育委員会と協議も必要になりますので。支援員の数がですね、1クラス、1かたまりでほしい40人。それに2人必要となりますので、それを林業センターと小学校で分けてしまうと、その支援員の数の確保が逆に難しくなってしまいますので、今、私の考えといたしましては、令和3年度の支援センターに向けて検討してまいりたいと思います。</p>
	<p>再々質問</p> <p>学童保育のですね、内容もっと充実させるために、今、全国では保護者と学童保育指導員が一体となって、子どもたちの発達支援をめざして話し合いの場、連携を密にしてやっています。上ノ国町は、公設公営であります。そういう意味で子どもたちを支援する立場で、保護者と指導員が定期的に懇談する、話し合いをするというふうな提起などはできないのでしょうか。</p>
	<p>答弁▼住民課長</p> <p>現在のところはですね、そういったことは今してない状況にあります。それに関しましてはですね、今後、保護者からの意向も踏まえまして、検討してまいりたいと思います。</p>

質問4	洪水ハザードマップについて早急に改訂版の作成を
	<p>台風19号による洪水災害があまりにも被害が大きく、洪水による想定される浸水水域などを示す洪水ハザードマップの改訂作業が、道の資料公表の遅れなどで道南の9市町で遅れていると北海道新聞で報道されています。</p> <p>上ノ国町として、洪水ハザードマップはいつ頃までに改訂版を作成の方向性を伺いたいと思います。また、改訂版が作成された段階で、町内会を軸に町民などに説明すべきです。この2点について、町長の所見をお伺いします。</p>
	答弁▼町長
	<p>本町の洪水ハザードマップは、平成22年度に作成し全戸に配布したほか、町ホームページで公表しているところですが、平成29年9月には大雨で天野川が想定を超える水位に達し危険な状態になりました。また、今年台風19号の大雨により日本の各地で河川の氾濫が発生し、甚大な被害をもたらしております。このような状況を顧みずと、改めて洪水ハザードマップの必要性を認識したことから、早急に見直しを行わなければならないものと考えております。</p> <p>本町では、北海道が所管する河川が多くの集落に接していることから、ハザードマップの作成にあたっては函館建設管理部との連携が必要不可欠で各浸水想定区域の決定に時間を要しておりましたが、この度準備が整いましたので、来年度には作成に着手したいと考えております。</p> <p>また、住民への説明方法については、作成した段階でどの方法が最も効果的であるかを検討し進めてまいりたいと存じます。</p>
	再質問
	<p>津波ハザードマップ、各家庭に配布するだけでは、ほんとに津波のハザードマップ見ても、機械的に配布するだけであって中身は全然理解していないというのが実態であります。私も、例えば新村町内会で見ても消防署から、あるいは前の伊勢課長にも来ていただいてハザードマップの見方、説明をしないと、ただ機械的に渡しただけではいけないと思っております。住民に徹底していただけるように、それには役場と町内会が連携して効率よく対応していただけるようお願いし、この回答をお願いします。</p>
	答弁▼施設課長
	<p>周知方法につきましてはですね、答弁でもお答えしているとおり、どのような形で周知した方がよいのかということと、あとですね、洪水ハザードマップのみでなくですね、上ノ国防災計画も含めて、すべて見直すという予定で考えていますので、周知方法については、それも含めまして検討しながら説明しなければならぬと考えておりますので、検討時間をくださいというところでお願いします。</p>
質問5	パークゴルフの芝生の手入れを
	<p>パークゴルフは、高齢者が心身の健康増進と交流の場として、各種の大会や他町の愛好者も上ノ国町に来てプレーを楽しんでいます。利用者から「芝生の手入れをしていただいているが、コース、芝生の凹凸（おうとつ）の部分が多く、ボールが狙ったところに走らず、今まで以上に整備してほしい」という声が多く寄せられています。</p> <p>現状の芝生の手入れは、どのように対応されているのか。また、高齢者が元気にプレーを楽しんでいただくために、今後、コース、芝生の手入れなどについて、教育長の所見をお伺いします。</p>
	答弁▼教育長
	<p>本町のパークゴルフ場は、町民のレクリエーション活動の拠点として地域に根付き親しまれており、地域活動や家族のレジャーに広く利用されているところであります。開設期間は、例年4月下旬から11月中旬としており、今年度の延べ利用者は4,548人となっております。</p> <p>芝生の管理状況であります。現在、ふれあい広場緑地管理業務として委託業務での公園管理をしております。</p> <p>当該施設は平成9年の設置以降、芝生管理を含めた公園管理を適切に行っておりますが、経年による土壌の劣化等があることから、芝補修の頻度も増えてきており、芝生の張替補修についても適宜行っている状況です。営繕について内容精査し、改善を行っている状況でありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>
	再質問
	<p>先ほどの回答の中で、内容を精査し改善を行っている状況であるということで、基本的には来年、今、雪降っておりますけど、来年は、ゴルフ場を愛好者の方が楽しんでいただけるように、その辺のとこ対応していただけるってことで、こちらも確認してよろしいですか。お答えをお願いします。</p>
	答弁▼教育委員会事務局長
	<p>パークゴルフ場ですね、普段の維持管理の中で、例えばその施設の芝刈り、施肥やなんか、あと散水作業など、毎年こうやってはいるんですけども、今回、特にコース上ですね、でこぼこなどがもっと改修してほしいというような要望であるというふうに伺いましたので、来年度のまた委託の中でですね、今まで以上に、例えば転圧なりで大きなでこぼこをなくすとか、小さなでこぼこにつきましては、目土なども入れてですね、できるだけコースがですね、よくなるような取組は今まで以上に実施したいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。</p>

片石鉄彦 議員

質問1 急傾斜地の崩壊防止対策について

町内には海岸沿いや、山あい急傾斜地がかなりあります。昨年の胆振東部地震や今年の台風による雨のために急傾斜地の地すべりや崩落のために、多くの人命や財産が失われました。本町においても、急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊防止工事もされているものの、4、50年前に施工されたものもあります。その後の度重なる地震や雨で、地層地盤の変化などが考えられます。先の地震では予期しないところまでも地すべりなどが起きており、本町においても、その可能性を否定できないところもあると思われまます。

そこで、北海道や町は、それらの崩壊防止のための調査をすべきと思いますが、どのような状況になっているのかを伺います。

答弁▼町長

本町の急傾斜地については、北海道が区域指定し維持管理を行い、近年の地震や大雨による地盤の変化による崩壊防止対策の調査などは実施しておりませんが、函館建設管理部江差出張所では、砂防、地すべり、急傾斜の維持管理計画に基づき、定期的なパトロールや異常気象後にもパトロールを実施し現況を把握するほか、必要に応じ補修等を行っていると同っております。地域住民から地形等の変動等が報告された場合には、早急に江差出張所と連絡を取り合い、速やかに対策を講ずるように努めてまいりますので、ご理解願いたいと存じます。

再質問

急傾斜地の、崩壊防止のために定期的にパトロールして、目視によって見ていると。そういうことでありますが、最新の崩落や地すべりの状況を見ますと、目視によってわからない予期しないところで起きているんです。私の質問してるのは、道の指定している崩壊危険区域だけでなく、町内には、傾斜地の下に家屋、それから中腹にもある、その上にもある、そういうような状況のところがあります。それを含めて、目視でなくて科学的に証明できるような、例えばボーリング調査して地層、地盤が大丈夫だよと、そういうようなことをしないと住民は安心して暮らせないと思うんです。それと、地すべり、地域はそんなに深くボーリングしなくても、おそらく10メートルやその程度でも、おそらくわかるんでないかと思うんですけれども、そういうような科学的に証明できるような方法で、やっぱりやって住民の安心を確保する必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

答弁▼施設課長

ただいまの質問ですが、目で見てわからない箇所、たくさん民家が張り付いている箇所のボーリング調査を、その位置を決定して、そこをボーリング調査するにいたるにあたりですね、その箇所の決定だったり、ボーリング費用は安い費用ではないので、どこの場所をボーリングをどこまでっていうような無作為な選定の仕方はしてませんので、前兆が、何かの前兆がないかぎり、そういうボーリング調査等はいたしておりません。

今、簡単に言うとわかりやすいのが、土砂災害警戒区域の指定というところで、現地を実地調査してましてですね、その急傾斜地であるところの斜面の角度だったりですね、その、雨が降った場合にその斜面が崩れたときに、広がるであろう範囲等を調査した結果を現在公表しています。危険な箇所についてはレッドゾーン、もしくは危険でないんだけど土砂が流れうるであろうところではイエローゾーン、というような形で現在町内区域指定してまして、それが今現在、簡単にあぶないと思われる箇所の調査結果という形になっておりますので、ご理解願います。

再々質問

言葉を返すようですけども、やっぱり目視や状況判断で防げればいいんですけど、大災害は、たしかにその地すべりの危険区域も入ってますけれども、そうでない場所もかなりあるんですね。ですから私は、多少お金はかかります。技術的なことはわかりませんが、すべてでなくて、やっぱり住民を安心させるために要所、要所でやっぱり多少お金かかってもそういう科学的な方法で安心させるべきだと思うんですが、いかがですか。

答弁▼総務課長

今、急傾斜地につきましては、先ほど川島議員からもありましたけども、来年度なんですけども、洪水ハザードマップ、津波、急傾斜地含めまして、まずはそういう危険箇所におきまして住民に周知していくような考えでございます。今、ボーリング調査うんぬんというお話もございましたが、それにはやっぱり相当数な時間、費用が生じるものというふう認識してございますので、まずは来年度のそういった住民の周知していくということが1番重要じゃないのかなというふう考えております。そのことによりまして十分、ま、防げるかどうか別にしまして、危険度が住民に周知できるものというふう考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

<p>質問2</p>	<p>河川の洪水防止の対策について</p> <p>先の台風19号による大雨は、全国各地の中小河川にまでも洪水による堤防の決壊などで空前の被害が発生しました。本町においても平成29年の台風崩れの雨で、予期しない上流での氾濫や、下流での堤防決壊の寸前の状況になりました。</p> <p>そこで、現在、町や道で所管する河川は、日常的にどのような管理をなされているのか伺います。ハザードマップについては、川島議員の質問で答弁ありましたので割愛させていただきます。</p>
	<p>答弁▼町長</p> <p>河川の日常管理につきましては、北海道では先ほどの急傾斜地と同様に河川の維持管理計画に基づき、定期的なパトロールや異常気象後にもパトロールを実施し、現況を把握しながら維持管理を行っているとなっております。また、本町においても北海道と同様な日常管理を行っております。</p>
	<p>再質問</p> <p>答弁で、定期的なパトロールを行っているとのことですが、ちょっとハザードマップがまだ更新されていませんので、ちょっと議論はできませんけれども、従来、平成29年の大雨も、その洪水の一因になったのが灌木(かんぼく)、大きい灌木が川の中にあたり、中州があたり、河床が上がったりして、そういうような状況で、特に水かさが増したその一因になっていると思うんです。ですから、そして当時のずっと状況を見ますと、100年に一度の大雨の想定だということで、あんまりこまめに、その灌木を除去したり、中州を除去したり、河床を下げたりというのはなかったと思ってます。で、やっぱり日常的に、これは毎年やれてなくて、やっぱり灌木が大きくなるうちに、中州が大きくなるうちに、そして河床が上がってきたら、やっぱり2年、3年の短い周期でそれを除去するような、やっぱりそういう方策をとってほしいと思いますけれども、まず、いかがでしょうか。</p>
	<p>答弁▼施設課長</p> <p>特に天野川の河川につきましては、以前から質問がありまして、土砂の除去等を実施していただきたいということで、町の方では、つねに要望してましてですね、湯ノ岱地区においては流木が残ったまま取ってくれっていう要望も含めまして、いろいろな状況、川の中の状況について管理部と毎年のように打ち合わせしながら、巡回パトロールしてですね、見回りながら要望をあげていってる状況です。あんまり見えない、川が大きくて部分的には見えないんですけども、流木を処理したりですね、これからですね、河川の河道の掘削等も始まりますので、その辺理解していただきたいと思います。</p>

質問3	学童の学びの意欲向上を図るための公営の学習塾の開設について 本町においては、民間の学習塾もなく、学童の教育機会は少なく、以前には1時間以上も時間をかけて、近郊都市の学習塾へ通っていた学童もいたやに聞いております。 近隣町においては、学習塾を開設して成果を上げているマスコミ報道もありますが、本町においても、学童に教育機会を与え、学びの意欲を上げ、学力向上を図るために学習塾なるものを開設してはいかがか、お伺いします。
	答弁▼教育長 現在、児童生徒の学力の向上に向け、各学校において授業の改善による学びの質の向上や、教職員の資質の向上など、さまざまな取組を継続的に実践しております。また、学校においては学力の向上に加え、人格形成や健全な体を育むことなど、総合的な教育活動にも積極的に取り組んでおります。学校での知識や技能の習得、思考力、判断力、表現力などをバランス良く身につけていくことが学びの意欲を育む大切な要因であります。 教育委員会といたしましては、教育制度の中核的役割を持つ学校が教育活動の拠点であるという考えに基づき、今後とも学校の実践活動を基本とした学力向上対策を全力で推進していくと考えておりますので、ご理解願います。
	再質問
	教育現場で学力の向上や、学びの質の向上のために、教職員の資質の向上などで取り組んでいるのはよく承知しておりますけれども、最近の教員の働き方改革などの報道みますと、教員に時間的余裕がないのではないかと思われるんです。まして、高学年になればなるほど、理解度に個人差が大きくなりますし、授業時間内に理解できなくて、時間外に教師に教えてもらうには、教員の時間的余裕がおそらくないのではないかと思うんです。だから、学力向上が全てではないと思いますけれども、健全な心や体を作って、そして学びを希望する学童たちに、その教育機会を与えるために私は1番有効な手段でないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。
	答弁▼教育委員会事務局長
	議員がおっしゃられるように、特に学校の先生方ですわね働き方改革ということですね、昨年来、勤務時間も長い間超過の傾向にあったりということ、先生方の負担が大変大きなものとなっているということで、さまざまな部分で時間、勤務時間の短縮に向けてのですね取組も行っております。今後もそれにつきましては、北海道アクションプランなどに基づきまして、そちらに合わせたですね方向で、縮減に向けて学校と取り組んでいくという形になります。 で、そんな中で今言った放課後におけるですね、児童生徒への、ていような対応が今までの経過からしても難しいのではないかなというふうなですね、ことになるかと思うんですけども、まず、先生方との学校での様子からしますと、ここ数年、習熟度授業というふうな形でですね、先ほど言われた一つの学年の中にも習熟度、本人のですね理解度などによって、教室を分けて対応するなどというふうな現場での対応をしてですね、できるだけ生徒1人ひとりがわかりやすい授業に取り組むというふうな方法もとっておりますし、あとそれ以外にもですね、1人ひとりの子どもということ、特に、ここ数年来は、特別支援または成長が発達が少し遅れている子どもさんなども増えているという現場の状況などもあって、支援員を付けたりというふうなことでですね、できるかぎりの努力はしている状況にあります。 今後につきましてもまた来年度、新たに新学習指導要領の方がですね、施行される状況からもですね、議員さんの質問にあった、学びの意欲の向上ということがですね、大きなテーマともなっておりますので、そちらもできるかぎりですね、先生の負担もできるだけ軽減するという形の中で、生徒の学力向上に学校として努めていくということですね、委員会としても全面的に推進したいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

久末成弥 議員

質問1 上ノ国町の観光について

上ノ国町の道の駅もんじゅへは、今年11月までの来場者数は約20万人ほどと伺っております。今後、定住人口の減少や少子高齢化の進展、また長引く景気の低迷により、上ノ国町の基幹産業は厳しい状況に置かれると考えられます。この状況を打開していくために、上ノ国町の豊かな自然を活用し、地域外からの交流人口の拡大を図り、その経済的な効果を一次、二次産業に波及させ、地域の活力を生かすため観光や物産の振興が必要と考えられます。

町外からの観光客を呼び込むために、今後、何か打開策があるのかお伺いいたします。

答弁▼町長

道の駅もんじゅへの今年度11月末現在の来場者数は17万3,399人で、大幅に増加した昨年度同期に比べて、さらに11パーセント増加しております。観光による地域振興については、現在、道の駅もんじゅの指定管理者である株式会社上ノ国町観光振興公社が地方創生事業を活用し、地場農水産物を利用しての付加価値の高い特産品開発、交流人口拡大のためのイベント開催や町の魅力情報を発信するためのモニターツアーの実施、町内事業者には地場資源を活用した商品開発の発掘を促し、さらには販路拡大に向けて道内外の都市で開催される催事へ出店するなどの事業を推進しております。また、上ノ国町観光協会と連携し観光案内所を併設し、利用者に対する柔軟なサービスの提供や観光情報の発信などをして交流人口の拡大を図っております。

このように道の駅もんじゅを観光の拠点化に推し進めることで、地域経済の活性化を目指してまいりたいと考えております。

再質問

来場者数は増えていますが、消費者人数または売り上げは、その人数に比例して増えているのか、お答えをお願いいたします。

あと、この政策は全国の町村もやっている政策だと思われま。上ノ国町にしかないもの、上ノ国町に來なければ体験できないものを提供し、ほかの町村と明確な差別化を図らなくてはいけないと思います。例に挙げますと、八雲町の噴火湾パノラマパークは年間67万人の来場があります。約上ノ国町の30倍以上となっております。こちらの施設は、ビザの飲食店やパークゴルフ、大きな子ども向けの公園などを設立していて、近隣の若者や子ども連れの家族をターゲットにして成功をおさめている事例だと思われま。こういった事例を基にし、町民からも安心して子どもを遊ばせれる公園などがほしいという声も多数上げられております。

上ノ国町にしかない、上ノ国町でしか体験できない、上ノ国町に來たいと思われるような施設を今後検討してみてもどうですか。

答弁▼水産商工課長

道の駅もんじゅへの来場者については、昨年、リニューアル効果ということで、これまで8万人前後であった来場者がですね、18万2千人と約10万人くらい増加しております。また、今年度についてもですね、11月末現在、昨年の11パーセント増えているというような状況で、道の駅の来場者については、リニューアルしてから1年経過してもなおかつ来場者が増えているというような状況でございます。

それで、その期間来場者が増えたのと、道の駅もんじゅの売り上げが増えたかという質問ですけど、残念ながら上期の中間決算におけると、売り上げについては15パーセントほど落ちているというのが結果であります。

そういったことで、何とか道の駅の売り上げ増やすということなんですけど、いろんな地方創生の事業で、モニターツアーとか実施している中でですね、アンケート調査を行っております。そういった中で、道の駅に來られた方の意見としては、1番は自然、景観がよいと、それともう一つまあ、食ですね。海鮮とか農産物、そういうのが高い評価をいただいているというのが現状であります。そういったことでですね、特産品開発をですね地場産品農産物、水産物を利用してですね、来場客に満足いただけるようなですね、付加価値のついたですね特産品開発をですね、今も取り組んでいるんですけど、今後も取り組んでいくということですね、また今年度はひやま漁協の女性部とですね、水産物を使った加工品なども手がけてですね、あとは地場の水産物に付加価値をつけて特産品として販売していきたいというような形で進んでおります。

それと、あと観光客が今求めているのがですね、その観光地に行き、見るだけ、見学するだけというだけじゃなくですね、そこに行き何かを体験したいという要望がですね、最近増えてきています。そういったことも踏まえてですね、もんじゅではですね、昔ながらのかたち作り体験ですとか、またあとですね、もんじゅの隣にですね海洋牧場という養殖場ございます。こういった中でですね、ウニ取りですとかの漁業体験、そういった中でですね、体験する旅行商品というような形でですね、今後もですね来場者を呼び込む活動しまして、またその中で、来場者が上ノ国のもので、特産品を買ってもらおうというようなことでですね、一次産業、二次産業のですね振興にですね努めていきたいというようなことを考えてございます。

再々質問

その旅行者や来場者っていうのは、どういった地域や、どういった年代の方、どういったグループ、家族とか、若者とかっていう部分で、どういった人をターゲットに発信してっているのか。そういった部分をしっかりと明確にしていけないと、しっかりと明確にして、そこに対しての行動をしていけなと来場者数だったり行動の検証っていうことができず、そのままただ來なかつたとか、來たとかという話になると思うんですけれども、そういった明確な数字は、数字というか目標、ターゲットという部分は算出しているのかお聞かせください。

答弁▼水産商工課長

來場した中のですね年齢構成までは、残念ながら把握していないんですけど、ターゲットといいますと、やはり若い年代の方が体験型旅行の意向が強いと、それとですね高齢者についてはですね、やはり食ですとか、伝統ですとか、そういったものがモニターツアーの中でもアンケートの中でですね見られますので、そういった形でモニターツアーのアンケートをですね、参考にしながらですね、どういうものが求められて年齢ごとにですね、どういう形のもものが求められているのかという等々ですね、検討しながらですね進めていきたいというふうに考えております。

岩田靖 議員

質問1 空き家対策について

現在、上ノ国町における空き家の状況と、上ノ国町として進めてきている空き家対策があるのかお伺いします。

答弁▼町長

平成28年に町内の空き家について実態調査を実施したところ、空き家候補は389件で、このうち活用可能空き家が211件、その他の空き家が111件、特定空き家候補が67件の結果となりました。

平成29年度には、空き家等の発生予防と所有者等による適正な管理の促進を呼びかけるため、空き家候補の所有者及び所有者と思われる方へのアンケートを実施したところ、平成28年度から平成30年度までの3年間に行われた空き家の解体件数は19件となりました。これは、所有者への情報提供や適正管理の自覚を促し、意識の向上が図られた結果によるものと推察しております。

空き家対策計画策定については、特定空き家の指定方法や実施体制の整備が必要であることから、策定に向け準備を進めている段階でありますので、ご理解願いたいと存じます。

再質問

空き家問題は、近年の少子高齢化、人口減少、増える転出者、また相続の問題など、この先もどんどん増えていくことが容易に予想されます。特定空き家に関しては、最終的には所有者にペナルティが科せられることから、解決の糸口が見えるが、問題は活用可能な空き家、空き地を利用しないのはもったいないということです。

そこで提案があります。まずは、空き家バンクを整備して、情報公開をする。2つ目、有料の空き家巡回サービスを作り、たまに換気したり雨漏り、水漏れ、損壊程度、草木のチェックなど行い、画像と報告をする。3番目、移住に適した、空き家再生プロジェクトを立てる。例えば、古き良き民家の利用など。対策として解体のための一部を助成する。各町内会に自由に使える交流空間またはミニ公園を作る。所有者に一部助成でリフォームをしてもらい、賃貸、シェアハウス、民泊などで収入を得てもらうなど。

空き家対策計画の策定に少しでもヒントになるとと思いますが、これについてどうですか。

答弁▼施設課長

ただいまありました提案につきまして、現在、施設課の方で対策計画を策定に向けて準備をしておりますが、そういうものに関して、横のつながりがありまして、その辺も含めて協議して、よりいいものを、いい対策方法を練っていきたいと思いますので、もうちょっと時間がかかりますので、検討に向けて時間をくださるようお願いいたします。

再々質問

この空き家問題は、平成26年9月定例会から始まって何度も一般質問に上げられているものでございます。空き家対策の策定は、現在令和元年には全国でも7割を超えるといわれています。2019年の発表では、空き家率が全国で13.6パーセント、北海道では13.5パーセントといわれています。実はこれ、空き家率が30パーセントを超えると財政破綻が懸念されるといわれております。というのも、2007年、夕張が財政破綻した時、空き家率は33パーセントでした。あと、遠い国でアメリカでは、2013年、ミシガン州デトロイト市は、その時、空き家率が29.3パーセントで、ほぼ30パーセントでした。これはあくまでも目安の話なんですけども、つまり対策するという事は、これはやっぱり地方創生をきっちりするという事につながると思います。

これらを踏まえて対策を立てていただきたいと思いますが、どうですか。

答弁▼副町長

今、岩田議員さんのほうから各方面で空き家対策の増加によって、財政状況が悪化したというお話、そういう部分もあるだろうし、また、過剰な設備投資によって破綻したところもあるとは思いますが。空き家対策の問題っていうのは、本来であれば所有者自らがやるべきものであって、町の財政で行うべきものとは思っていません。ただ、そういいながらですね、その空き家によって地域への被害とか、いろいろ荒廃する部分もありますので、一部にはですね、今、リフォーム補助金とかありますので、そういうものを活用した中でですね、所有者自らやっただければ、本来そういうものだというふうにご考えております。

そういいながら、町としてもですね、先ほど施設担当課長から答弁あったとおりですね、空き家対策の計画を作ってますね、どのような形が、最も財政的にも、町民の方々にも理解してもらえるような計画になっていくのか、その辺準備を進めておりますので、そういうことをご理解していただきたいと思っております。

質問2	非正規職員の新制度「会計年度任用職員」について
	<p>2020年4月1日から始まる新制度、会計年度任用職員は、非正規職員、つまり臨時職員と非常勤職員のほとんどが、これに移行すること。現在では非正規職員の数も、かなり多くなって役割を担っています。また、当然給与を生活の生業としているため、新制度に対する不安があることと思います。</p> <p>そこで、現在の上ノ国町の非正規職員の数と、新制度になった後の体制概要や、どのように給与が変わるのか、その仕組みをお伺いします。</p>
	答弁▼町長
	<p>新制度となる会計年度任用職員制度の地方公務員法の改正趣旨については、先ほど川島議員に対しまして答弁したとおりでございますので省略させていただきます。</p> <p>まず、今年度任用した臨時職員数は予定と任用期間終了者も含めて90名程度となっております。</p> <p>新制度後の体制概要ですが、これまでの臨時職員は同一年度において6ヵ月以内の任用の後にさらに6ヵ月以内で任用できるとなっておりましたが、新制度では4月1日から翌年3月31日までの1年間任用できることとしたほか、事務の補助として任用している臨時事務補の勤務日数を週5日から4日に変更したことや、一部の職種で週5日、35時間に勤務体制を変更する予定としております。</p> <p>給与の仕組みについては、任用の明確化を図ることとされていることから、職務の専門性や難易度と勤務形態などに応じた給与体系に見直しております。具体的には、給与の月額を本町一般職員と同様に扱うこととされていることから、これに準じて取扱いすることに見直ししたほか、期末手当の支給ができることから、新たに期末手当を支給することといたしました。このため、全体の給与支給総額は現在より高くなりますが、職種によっては勤務日数や1日の勤務時間数が減少することから、現在の支給されている賃金よりも年収ベースで下がる会計年度任用職員も出るものと予想しております。一方、専門性を有する会計年度任用職員は職務に応じた給与体系となることから、年収は上がることとなります。</p> <p>いずれにせよ、地方自治法や地方公務員法の規定に基づき適正な制度とするとともに、会計年度任用職員の任用の明確化と適正化を図ってまいりたいと考えております。</p>
	再質問
	<p>先ほど川島議員も、これについて質問したと思いますが、私からは、これがですね、そもそも、これを決めることによって、例えば年収が同じなのに、わざわざ期末手当を出す必要が、ほぼ同じなのにあるのかという疑問が、個人的に思います。そもそも、期末手当を出すことができるという、出すか出さないかは各自治体の判断だったのではないかと思います。例えば、長い臨職を経て正規職員になる人、例えば保育士だとか、学芸員だとか、その他もあると思いますが、こういう方にも影響が出てくるのではないかと不安があります。やはり、同一労働同一賃金の理念があるべきではないかと思います。今回新しい制度で、フルタイムとパートタイムに分かれると言っておりましたが、この中で、例えばパートタイムは副業が合法化される、認められるとされています。言い方が悪いかもしれないですけど、足りない分はパートで何とかしろっていう風に、すいません聞こえてくる場合もございます。ただ、やっぱり都合のいい、なかなかパートの職っていうのはないと思います。</p> <p>なので、結局、期末手当が出ることで、月の生活が水準が下がってしまって、厳しくなると思うので、実際に下がる人でどれくらい、まあ個人情報もありますので、名前は伏せてどれくらい下がるのかっていうのを、もしお聞かせ願えればお願いします。</p>
	答弁▼総務課長
	<p>パートタイムにおきましては、給与は現実には上がります。ただ、先ほど言ったとおり事務補、臨時事務補と呼ばれてる臨時職員がございまして、それが5日から4日勤務になります。で、月額でいきますと、平均約2万円程度おそらく月額下がるだろうというふうに見込んでおります。でまあ、先ほど川島議員の質問の中でも答えましたけども、それはあくまでも最初に、初めて受けた場合にその格付けになりますけども、すでに今、勤務されて、また新たに試験を受けて採用されれば、前歴加算等々ございます。そうなった場合には、月額においては当然、経験年数によって、先ほど言った号俸が上がります。上がることによりますので、15万だったり、経験年数によっていきますので、一概に月額が下がるということではございません。</p> <p>でまた、月額と期末手当の関係でございまして、全員協議会の中でもご説明させていただきましたけども、臨時非常勤職員に対しまして、今まで全国で、ばらばらに運用されてきたと、その給与の額の決め方が相当曖昧であるというような国のご判断でございまして、それで、職務に応じて、職務の内容に応じまして、明確な給与を位置づけるということで職員の給与にあわせるという制度でございまして。それで1級の、先ほどちょっと1級の17号俸といたしましたけども、ちょっと間違いでございました。1個お詫びします。1級の21号俸という格付けにされます。これはまあ、どういう制度かといいますと、当町の常勤職員が採用された時に昇級、昇格の格付けの条例でございます。これに基づきまして1級の21号俸という格付けされます。ですから、新たに採用された臨時職員につきましても、そのような格付けで明確化しております。ですから、かえって今の制度の方が、より明確になるものじゃないかなというふうに考えております。</p> <p>さらに、それに期末手当が出るという形になりますので、先ほどから年収ベースでいきますと、年収は上昇すると、ですから1割5分から3割程度、ただ5日の勤務が4日になりますので、若干その辺は下がるといようなことでございますけども、まあ、一般の部分と比較しますと、ほぼ今、パートは時給でございまして。今臨時職員になった場合にはですね、月額のほかに期末手当ということで、一般の企業と同等の給与体系になります。逆に岩田議員のご指摘もあるのかもしれないけれども、そういった給与体系になった方が、企業並、また一般並といえるということで、決して悪い制度ではないものというふうにご認識しておりますし、これに地方公務員法、地方自治法の改正に伴った給与体系等々に変えていった方がいいものというふうにご認識してございます。以上でございます。</p>

質問3	洪水ハザードマップの改訂について
	<p>11月26日の新聞記事で、洪水ハザードマップの改訂版が必要だとされていました。その中で、渡島檜山18市町で上ノ国町は改訂版の策定が未定になっていました。最近の、特に今年10月に発生した台風19号は、各地で大変な被害をもたらしました。しかしながら、この台風では氾濫した河川の浸水エリアが、洪水ハザードマップとほぼ一致しているところが多くみられたので、洪水ハザードマップの重要性を再認識しました。そうすると、まず毎年のように甚大化するため、更新していく必要があると思います。</p> <p>また、去年の台風18号の状況と合わせて更新する改訂版が作られると、かなり信用性があるものと思えますが、策定または改訂版を作る予定はあるのか、お伺いします。</p>
	答弁▼町長
	<p>北海道では、水防法に基づき洪水予報河川や水位周知河川を指定して洪水浸水想定区域図をホームページで公表しております。本町においては、天野川が水位周知河川として指定され、想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合の浸水想定区域及び水深並びに洪水防御に関する計画に基づき、50年に一度の確率による降雨により氾濫した場合の区域と水深が本年度から掲載されております。</p> <p>この想定される最大規模の降雨を勘案して、洪水ハザードマップ改訂版の作成を来年度に着手したいと考えております。</p>
	再質問
	<p>これも、川島議員が取り組んだことではございますが、私からはですね、1つだけ質問させてもらいます。この改訂版をするにあたって、函館建設管理部ですね、と、連携して浸水区域を決定して、ハザードマップが新しく改訂版ができるっていうことだったんですが、去年の9月の大雨の時にですね、今これ、水位周知河川として指定されている天野川が氾濫した場合にこのような浸水がなされるとありますが、この時にはですね、天野川が氾濫する前にすでに、その支流によって、バックウォーター現象によって、すでに浸水してしまった。で、天野川が氾濫する前に、すでに避難指示が必要なぐらいっていうのもありますので、ぜひ、それを加味した洪水ハザードマップにさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
	答弁▼施設課長
	<p>現在、天野川が水位周知河川としてホームページに公表されているものもありますけども、その他に7河川のうち1河川が公表されているもので、6河川についてはまだ公表になっておりません。その資料につきましては、去年、函館建設管理部よりいただいておりますので、掲示されていない目名川、もしくは石崎川等の河川の最大規模の浸水想定区域が入った図面をいただいておりますので、計画策定する際には、それを盛りこんだ形のものとなりますので、それを生かした形で作成したいと思っておりますので、ご理解願います。</p>

質問4	湯ノ岱の観光開発の必要性について
	<p>高規格幹線道路函館・江差自動車道、また連結している函館新外環状線も、まだ工事中で開通していない場所もありますが、空港近くまで延長してきています。将来的には木古内、函館、函館港、函館空港のアクセスがスムーズになると思われます。そうすると、やはり上ノ国の玄関口でもある湯ノ岱は、観光地としての材料もたくさんあるので、観光開発が必要になってくることと思います。</p> <p>そこで、その中心ともなり得る旧湯ノ岱小学校にできるといわれていたワイン工場や、また新設するといわれていた湯ノ岱温泉施設の現在の進展状況と、考え方を伺います。また、湯ノ岱の観光開発に着手する考えがあるのか伺います。</p>
	答弁▼町長
	<p>北海道新幹線が平成28年に開業し、北海道の玄関口となっている木古内町は、道の駅を中心にまちづくりが急激に進んでおります。また、令和2年度中には函館新外環状道路が、令和3年度中には高規格幹線道路函館・江差自動車道が木古内町まで開通する予定のことから、函館空港がより身近な状況となります。</p> <p>湯ノ岱地区は、木古内町まで車で約30分と交通アクセスが良く、また、珍しい炭酸泉の温泉や豊富な山の幸、天野川の鮎釣りや秋紅葉の光景など自然の宝庫が沢山あることから、有望な観光地になり得るものと考えております。</p> <p>観光資源が豊富な湯ノ岱地区でワインによる活性化を図るべく、旧湯ノ岱小学校にワインの醸造所と販売する拠点を民間企業を誘致して実現したいと考えております。しかしながら、ワインブームで苗の入荷に時間を要することや、地場産のぶどうを作るためには3年を要することなどを含めて、実現にはもう少し時間が必要な状況にあります。</p> <p>次に、湯ノ岱温泉施設の改築につきましては、施設の利用形態や規模などにもよりますが、多額の費用や運営のノウハウなど必要なため、民間事業者による整備、運営を中心に検討し、昨年度民間事業者に打診いたしましたが無調に終わりました。今後とも多方面にわたって可能性を模索してまいります。</p> <p>私は、交流人口の拡大や観光客の増加が地域経済の拡大に寄与するものと考えていることから、湯ノ岱地区のみならず夷山周辺も含めて、観光開発を検討してまいりたいと存じます。</p>
	再質問
	<p>去年です、歴史文化基本構想で湯ノ岱だけではなく上ノ国全体調査しまして、湯ノ岱の場合は町の報告したとおり、手つかずの素材もたくさんあります。あと、皆さん知ってる観光資源たくさんあります。今、これらは生かされていないのかなって思います。これらは宝の持ち腐れだと思います。</p> <p>その1つは、鮎だと思えます。湯ノ岱の鮎は放流と野生の鮎どちらもいます。非常においしいです。これを釣るために毎年連泊で、泊まりがけで来る人もいます。その他大勢の人も釣りに来ます。しかし、これは稚魚を買い付けて鮎を守る団体の人が、協力金だけでやっているのが事実です。厚沢部や知内はこれに対して助成金を出しています。なので、ぜひこのすばらしい鮎に助成金を出してはどうかと思います。</p> <p>それと営林署管轄ですが、やはり七ツ岳登山道というすばらしい観光資源もございまして。ただいま、一部道路の崩壊がされてることによって登山がなされていません。それと、これも管轄が河川敷になるので、あれなんですけども、湯ノ岱温泉の近くに足湯、足湯といっても大きい足湯と、ちょっとしたプールくらいの大きさの足湯もございまして。これも地元以外の人にもあまり知られていないので、例えば看板設置や、屋根をつけるだけか階段、後は座る場所などをつけると、これもかなり活かされるんじゃないかと思えます。その他、例えば先ほども言いましたけど、民泊で、空き家で民泊を利用するとか、あと根曲がり竹だとか、ぜんまい、まんまる桜、温泉以外にもたくさん素材はあります。</p> <p>今、道路開発に伴う利便性から、観光資源の開発やソフト・ハードの充実、宣伝が必要だと思いますが、いかがですか。</p>
	答弁▼副町長
	<p>岩田議員さんの方からいろいろ今、湯ノ岱の魅力ある素材をいろいろ提案させていただきました。</p> <p>私も、今回このワイン工場です、ワインの醸造所ですか、これの、今、お話がきているところという話をしてですね、自分たち、地元にいると分からない部分が、かなりきた方、都会からきた方は、こない素材があるのになぜこれを活かさないの、という話を聞きます。これは湯ノ岱だけじゃなくて、特に言われるのは、もんじゅの海岸の景観ですね。あと、夷山山からの景観ですね。あの、景観だけで何もなくても上ノ国は売れるというふうなお話もいただいております。そのような形でですね、まだまだ確かに言われるとおり、観光資源としていろいろ活用できるのに生かし切れてない部分もありますので、今後は第一産業も大変厳しい状況にもありますので、町長も外貨を稼がなければならないと、観光資源にも目を向けていかなければならないということと考えておりますので、町としてもそのような形で取り組んでいきたいと思っておりますし、先ほど鮎の部分について、今、愛護団体がそれを実践されているということもお話もあります。</p> <p>これについては、他町では助成しているお話も聞いておりますので、この辺、鮎を資源として活用するのがまちにとって重要な要素であればですね、そういうのも検討しなければならないというふうと考えておりますので、いずれにしても、町としても、観光開発は各方面で取り組んでいく、今後は材料になるというふうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>

	<p>再々質問</p> <p>先ほど、ワイン工場に関わっていると仰いました。ワイン工場は、例えば今、仁木町でやっているような仁木ヒルズみたいな感じになると、六次産業も可能になると思います。これにはやはり、町としても全面協力が当然必要になると思います。助成する方法も含めて町だけでなく、町民全体がですね、ワインを好きになることや、それに合う料理の開発などに取り組んで準備する必要もあると思いますけど、どうでしょうか。</p>
	<p>答弁▼副町長</p> <p>当然ですね、観光開発するためには、例えば先ほどの湯ノ岱地区でそういう、第1回目の質問、答弁にもありましており、北海道の玄関口、新幹線の玄関口の木古内町からすると、湯ノ岱地区は30分あまりできますので、そこにたくさんの観光客がくるような状況になればですね、当然、湯ノ岱地区の皆さんとの交流、そういうものも観光客というのは期待すると思いますので、そういう部分では住民を交えてですね、そのような取り組みをしていくのが大事だと思っておりますので、そういうことをご理解していただきたいと思っております。</p>

市山昭義 議員

質問1 アワビ資源の食害対策について

近年、漁業資源の海水温の上昇及び海洋環境の変動が大きく影響し、イカやホッケ等の回遊資源が著しく減少しています。漁業収入は減少しているところでもあります。このようなことから、漁業者は浅海資源であるウニ、アワビ、ナマコ等の資源管理に積極的に取り組んでいるところではありますが、近頃、アワビをよく食べる石ダコが増えてきており、また、多くの漁業者が磯回り漁業でアワビを抱えている石ダコを見つけております。漁業者からは、アワビ資源の減少を心配しております。
今後の対策が必要と思いますが、町長の所見をお伺いします。

答弁▼町長

回遊資源の減少から漁獲量が低迷し漁業収入が上がらず漁家経営が厳しいことは承知しているところでもあります。資源が減少するには過剰な漁獲もありますが、海水温や潮流、餌の状況などの海洋環境の変動や漁業資源対象種を餌とする外敵生物など自然環境によることが大きな要因でもあります。石ダコはアワビを食べる外敵ではありますが、また、一方で漁業資源でもあります。これまで底建て網漁でわずかながら水揚げされておりましたが、数量も増えてきて、また、単価も良好なことから石ダコを対象とした漁業も成り立つのではと聞いております。
このようなことから、漁業資源として石ダコを漁獲し、漁業収入にすることが効果的な対策と考えます。

再質問

今、町長さんから大変な力強いお言葉ももらったんですけども、ただ、石ダコというのは、結局、昨年から特に増えたんです。その中で水温の上昇ということもいえるんですけども、まず、石ダコはほとんどアワビがやっぱり主として食べております。今回のこの大時化にも、うちの方の浜の石ダコの殻がほとんどよっての大変見えております。組合も。そうした中で、私は石ダコが必要か、アワビが必要かっていったときには、やっぱり私は大事にアワビが必要だと思いますけれども、その点についてどういうふうな考え持ってますか。

答弁▼水産商工課長

石ダコによるアワビ食害ということなんですけど、石ダコはアワビの外敵でもあります。ただ、アワビを食う外敵には石ダコだけではなくてですね、カニやヒトデ、また魚類ではカワハギやフグ、いろんな外敵が生息しております。それで、石ダコによってどの程度の食害という部分は、ちょっと把握は難しいかと思うんですけど、ただ、石ダコも漁業資源であります。また、アワビも貴重な漁業資源であります。
そういったことで、アワビについては2年前まで、それで10年間程度放流も続けてまいりました。そういった中で、なかなか資源が回復しないというような状況で、今、毎年漁場調査、アワビの追跡調査やりながらですね、アワビの資源の拡大ということで取り組んでおるかと思っております。そういったことで、アワビの資源増大、これは漁場管理が、漁業者ができることは外敵の駆除など、エサの投与など、そういう個別管理は取り組むことができるかと思うんですけど、また一方で今、議員ご指摘のようにですね、石ダコにかなりアワビが食害を受けてるというような漁業者が認識してるということなんですけど、今、石ダコについては、1回目の答弁にありましたように、底建て網漁。石ダコ狙って漁業をという形態じゃないですけど、底建て網にこれまで混獲という形で水揚げされてた。数量もわずかとということで、市場にもあまり出荷されていなかったというふう聞いてございます。そういったことで、昨年なり今年に入って特にそうなんですけど、漁が増えてきたと。1週間で100キロ、200キロ程度が先月水揚げされた。そういったことで、市場に出荷したところですね、一般的に水揚げされてる水タコとですね同等程度の単価で取引されてるというふうに聞いております。そういったことで、石ダコとアワビどっちが大事っていうことなんですけど、私は両方大事なのかなというふうに思います。
そういったことで、石ダコ、アワビの生息海域に10メートル、水深10メートルラインのところに生息、アワビを食べるということで、その水深帯かと思うんですけど、そういったことで、一部の地域ではですね、磯周りをしながらですね、カギ漁法という漁法もあります。そういった中で、アワビも捕りながら、また、石ダコも駆除ではなくですね、漁業として漁獲してですね、今、回遊資源が減少してですね、漁業収入が上がらないといったことでですね、一方でこういう資源が増えたと、いい意味でですね捉えてですね、石ダコを漁獲してですね、漁業収入上げていただければというふうに考えております。

	<p>再々質問</p> <p>今、課長からいい意味で石ダコもまあ、という話なんですけれども、私はそう思いません。てことは、石ダコというのはやっぱりさ、一生懸命町長さんがはじめアワビの放流してけでね、50ミリのものを放流しております。そんな中で、私も漁業者の1人です。磯周りもしてます。そんな中で、全体的に浜を見ますとですね、あれも見た、これも見た、タコくわえてアワビ持ってるっていうね、資源が枯渇してしまうんじゃないかと。アワビの。そんな中でね、私はこの質問したんであってね、この石ダコでさ、やっぱり生活のウエイトできるなんてことはね、俺は到底不可能だと思いますけども、その辺どうですか。</p>
	<p>答弁▼町長</p> <p>今、市山さんの石ダコが資源になるかどうか別にしてですね、ちょっと基本的な考えを申し述べさせていただきます。実は先週もですね、札幌行きまして、ある会議で話をしたわけでありまして、農家であると自分で苗を作って、畑に植えます。草が生えたら自分で取ります。ところが、残念ながら漁業はですね、町の方で苗を植えて、草も町で取ってくださいということなんです。そうなるんですね、今、先ほど言いました、ナマコも放流しました。ウニも放流した、特に今まで、いろんな形でどこにもないだけの、私たちは町の、町民の税金を投入してるんです。私個人の金でないです。町民の税金を投入して放流したんです。ですが、それをどう守るかはやっぱり漁業者ですよ。</p> <p>北海道の有名な猿払村が、今、全国の一部上場企業も含めた中で、所得で4番目だそうです。それはどうかという、やはり、貧乏みるなら猿払行っていわれたくらい相当貧乏ですね、当時の村長は、極端にいうと町のいろんな事業全部やめてホタテを放流したと。ところが、そのホタテを放流するには天敵のヒトデがいると。それを誰が捕るかという、漁業者がヒトデを捕って、それで町の方で、村の方でホタテを放流したという形の中でですね、やっていますので、当然ながら、今言いましたように、私は、もしその石ダコが資源として成り立たないとしてもですよ、成り立たないとしてもやはり漁業者が自分の生活を守るために、やはり責任をもって捕るべきだと。これは、基本的な考えは全く変わりません。ですから、そういう形の中で、特に私たちが行ってですね、どれが石ダコか全然わかりません。漁師はプロですから、その漁師の皆さんが自分の生活を守るために自ら捕るという考えを喚起していただきたいということで、よろしくお願ひします。</p>